10　法第二十条第十項（法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該再交付を受けようとする個体等の写真（第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。）及び証明書（第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該再交付に係る登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該再交付に係る登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

三・四　（略）

11　法第二十条第二項及び前四項の規定による申請書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。

（氏名等の変更の届出）

第十一条の二　法第二十条第十一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　前条第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

2　前項の規定による届出書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（登録の更新に係る個体等）

第十一条の三　法第二十条の二第一項の環境省令で定める個体等は、生きている個体とする。

（個体等の登録の有効期間）

第十一条の四　法第二十条の二第一項の環境省令で定める期間は、五年とする。

8　法第二十条第八項（法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該再交付を受けようとする個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該再交付に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該再交付に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

（新規）

三・四　（略）

9　法第二十条第二項及び前三項の規定による申請書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。

（氏名等の変更の届出）

第十一条の二　法第二十条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

（新規）

2　前項の規定による届出書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（新規）